

廃石綿（アスベスト）処理計画書

1. 産業廃棄物搬入埋立計画（申請当初）

廃石綿等

性状 固形

当初総処理数量 1200 m³

排出先 土木・建築及び解体業者
胆振支庁管内
道内

2. 産業廃棄物業務管理・維持管理計画

①委託契約

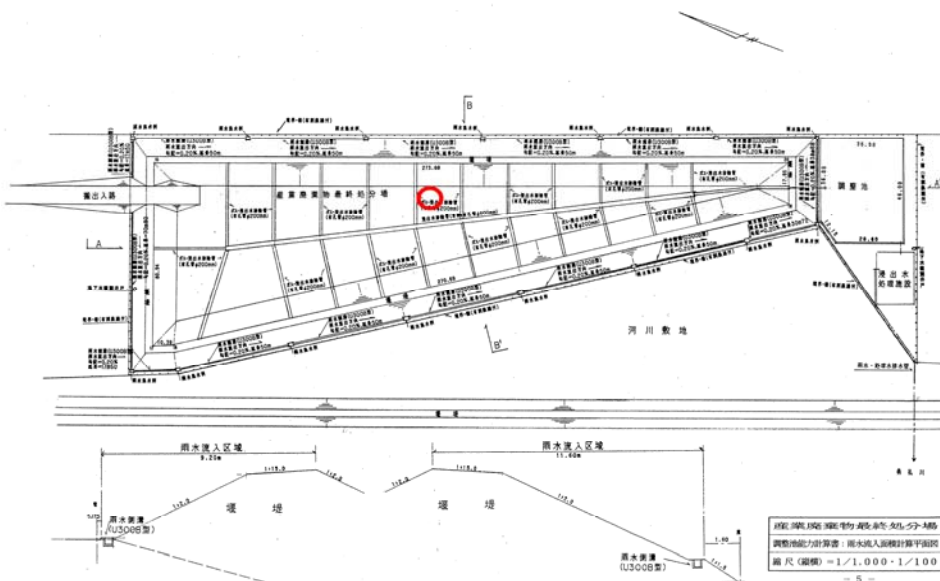
- 1) 廃石綿の性状について、飛散・非飛散について明確にする。
- 2) 廃石綿飛散物は、固形化後梱包を原則とする。
- 3) 廃石綿非飛散物は、梱包し飛散等がないことを原則とする。
- 4) マニフェストは混合物・不選物とはせず、分別を原則とする。
- 5) 排出者・収集運搬者の委託契約の確認は参照可能とする。
- 6) 排出者の排出経緯は明解なものとする。
- 7) 多量排出者からは、飛散・非飛散ともに、MSDSの予備提示を原則とする。
- 8) 搬入物とマニフェストが異なるものは搬入しないものとする。

②搬入計画

- 1) 搬入する委託車両は法的に再委託に該当しないものとする。
- 2) 廃石綿等の性状は、梱包物とする。
- 3) 廃石綿等のバラは原則として、搬入・受入れはしない。
- 4) 数量確認は重量検査を原則とするが、大きさが多大なものは別途容量制限とし、最低限の切断・破砕を要求する。
- 5) 搬入物は目視検査とし、マニフェスト及び委託契約書と照合し、合致したものを搬入するものとする。

③投入場所・投入計画

投入場所は、下記平面図の地点を廃石綿投入埋立場所とする。



- 1) 搬入車両での積替え・保管は行わない。
- 2) 搬入車上天にて廃石綿等積載物の再確認を行う。分別後であっても許可のない廃棄物が確認できた場合は、投入中止とし、処理を拒否する。
- 3) 投入は原則として機械にて行うが、飛散物は搬入者の責任で飛散の生じない投入を行う

④埋立維持管理

- 1) 投入後、均一に機械にて均一になるよう荷重を行う。
- 2) 均一後、速やかに即日覆土を行い飛散とうがないようにする。

3、産業廃棄物維持管理記録

廃棄物維持管理記録

- ・ 廃棄物維持管理記録簿
- ・ 廃棄物管理票
- ・ 委託契約書写し
- ・ 計量管理記録
- ・ 投入廃棄物記録写真

4、廃棄物管理帳簿

廃石綿に係る帳簿

- ・ 廃石綿計量記録
- ・ 廃棄物管理票
- ・ 搬入廃石綿調書
- ・ 廃石綿に係る貸借対照表
- ・ 廃石綿に係る損益計算書
- ・ 廃石綿に係る収支決算書

5、その他

廃石綿処理については、北海道条例に基づき処理するものとし、飛散性廃石綿は管理型、非飛散性廃石綿は安定型最終処分場にて処理することとする。

また、帳簿書類は他の廃棄物とは別途に算出し帳簿綴りとする。書類等には、委託契約書等も含め廃棄物処理施設定期検査時に、参照できるように保存する。

平成24年12月3日 提起

アビアス株式会社
廃棄物処理責任者 菅原 秀之
事務取扱責任者 長尾 弘美

なお、提起については、随時改変するものとします。

アビアス株式会社
代表取締役 三橋 圭一